平成２７年（フ）第１号
滋賀県草津市野村７丁目２番18―1303号　カレッジハウス奥井、前住所滋賀県守山市水保町1255番地の191
破産者　川村ゆかり
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９２号
奈良県大和郡山市九条平野町２番38号　Ｌａ　Ｖｉｓｔａ２―106号
破産者　朝比奈　匡
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市帯高180番地５　ハートフルユーナ１―102号室
破産者　金子　篤郎
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
岡山県倉敷市帯高180番地５　ハートフルユーナ１―102号室
破産者　金子　満惠（旧姓角野）
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
岡山県岡山市東区浅越782番２　ＢフォレストⅥ105号室、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町福田甲292番地３
破産者　宮下　正明
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８０号
長崎県長崎市城山台２丁目31番４号
破産者　岡村　勝利
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
長崎県長崎市花園町20番22号　１階101号
破産者　橋口　繁好
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
茨城県土浦市神立中央３丁目15番１号
破産者　前野　正法
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
茨城県土浦市神立中央３丁目15番１号
破産者　前野　道子
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３８号
茨城県土浦市桜町４丁目13番９号
破産者　石島　敏雄
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７０号
茨城県土浦市大和町７番11号
破産者　松浦　安弘
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
茨城県つくば市若葉９番地２　グリーンハイツ松村101号
破産者　大浦　正行
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０号
沖縄県中頭郡読谷村字波平362番地　知花アパート202
破産者　道筆　　博
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１１３号
北海道小樽市最上２丁目10番618号　市営住宅
破産者　嶋田　光展
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２０５号
さいたま市見沼区東大宮４丁目57番地２　第二寿ハイツ201号、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区日進町３丁目110番地１第25大宮ハイツ102号
破産者　樋口　宗孝
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９７０号
さいたま市浦和区常盤９丁目16番７－１号、旧住所さいたま市浦和区常盤９丁目16番７－1001号
破産者　川口　一仁
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９１号
さいたま市北区宮原町２丁目116番地２　ラヴィラ宮原203、旧住所埼玉県富士見市水谷１丁目４番地10　ＳＳＳ富士見寮206
破産者　加藤　禎久
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
埼玉県新座市石神５丁目５番26号
破産者　宮脇　一泰
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
埼玉県比企郡小川町大字木部220番地36
破産者　新井　幸雄
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部